

出生申告書				※裏面の作成方法を読んで記載し、選択項目は該当番号に“○”をしてください。					
(年 月 日)									
① 出生者	姓名	ハングル		本 (漢字)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 婚姻中の出生者 <input type="checkbox"/> 婚姻外の出生者	
		漢字							
	出生日時	年 月 日 時 分(韓国時刻: 24時刻制)							
	出生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他							
	父母が定めた登録基準地								
住所						世帯主及び関係	の		
子女が二重国籍者の場合、その事実及び取得した外国国籍									
② 父母	父 姓名	(漢字:)			本(漢字)		住民登録番号	-	
	母 姓名	(漢字:)			本(漢字)		住民登録番号	-	
	父の登録基準地								
	母の登録基準地								
婚姻中告時の子の姓・本を母の姓・本にする協議書を提出しましたか? はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>									
③親子関係 不存在確認判決等による家族関係登録簿閉鎖後再び出生申告する場合									
閉鎖登録簿上 特定事項			姓名	住民登録番号			-		
			登録基準地						
④その他の事項									
⑤ 申告人	姓名	(印又は署名)				住民登録番号	-		
	資格	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同居親族 <input type="checkbox"/> その他(資格:)							
	住所								
	電話					電子メール			
⑥ 提出人		姓名	住民登録番号			-			

※ 次は、国家の人口政策樹立に必要な資料で「統計法」第32条及び第33条により誠実回答義務があり、個人情報
が徹底的に保護されるので、事実のままご記入してください。

出生子に関する事項				
⑦妊娠週数	妊娠	<input type="text"/> 週 <input type="text"/> 日	⑧新生児体重	<input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kg
⑨多胎児であるか 否か及び出生順位	<input type="checkbox"/> 単胎児 <input type="checkbox"/> 双胎児(双子) → 双子のうち <input type="checkbox"/> 一番目 <input type="checkbox"/> 二番目 <input type="checkbox"/> 三胎児(三つ子) 以上 → <input type="text"/> つのうち <input type="text"/> 番目			
出生者の父に関する事項		出生者の母に関する事項		
⑩国籍	<input type="checkbox"/> 韓国人 <input type="checkbox"/> 帰化した韓国人(以前国籍:) <input type="checkbox"/> 外国人(国籍:)		<input type="checkbox"/> 韓国人 <input type="checkbox"/> 帰化した韓国人(以前国籍:) <input type="checkbox"/> 外国人(国籍:)	
⑪実際生年月日	陽暦 / 陰暦 年 月 日		陽暦 / 陰暦 年 月 日	
⑫最終卒業学校	<input type="checkbox"/> 無学 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 大学(校) <input type="checkbox"/> 大学院 以上		<input type="checkbox"/> 無学 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 大学(校) <input type="checkbox"/> 大学院 以上	
⑬職 業	* 主な仕事の種別と内容を記入します。		* 主な仕事の種別と内容を記入します	
⑭実際に結婚生活を始めた日	年 月 日 から			
⑮合計産児 数	この子供まで全 <input type="text"/> 名 出産 (<input type="text"/> 名 生存, <input type="text"/> 名 死亡)			

※ 下記事項は申告人が記載しないでください。

邑面洞接受	家族関係登録官署 送付	家族関係登録官署 接受 又は 処理
	年 月 日(印)	

作成方法

- ①欄：出生者の名前に使用する漢字は、大法院規則が決める範囲のもの(人名用漢字)で、名前は5文字(姓は含まない。)を超えてはいけません。使用可能な人名用漢字は大法院電子民願センター(www.scourt.go.kr/minwon)で確認することができます。
：出生日時を24時刻制で記載します。(例：午後2時30分 → 14時30分)
：我が国の国民が外国で出生した場合には現地の出生時刻を韓国時刻に換算して定められる出生日時を記載し、その現地時刻がサマータイムが適用された時刻の場合にはそれに関する事実を記載します。
：子が二重国籍者の場合、その事実及び取得した外国国籍を記載します。
- ②欄：父に関する事項-婚姻外の出生者を母が申告する場合には記載せず、前婚解消後100日以内に再婚した女子が再婚成立後200日以後、直前婚姻の終了後300日以内に出生して母が出生申告をする場合には、父の姓名欄に“父未定”と記載します。
：登録基準地-親が皆外国人ならその親の国籍(生まれ申告当時)をそれぞれ記載して、親の中で一方が外国人なら外国人である父または母の国籍を記載します。
- ③欄：親子関係不存確認判決、親生否認判決等で家族関係登録簿閉鎖後、再び出生申告する場合のみ記載します。
- ④欄：下記事項及び家族関係登録簿に記載した内容を明確にするために特に必要な事項を記載します。
-先順位申告義務者が出生申告をする場合：先順位者(父母)が申告ができない理由
-出生前に胎児認知した事実及び胎児認知申告した官署
-外国で出生した場合：その現地出生時刻を記載するが、サマータイム実施期間の中に出生場合その出生時刻の横に“(サマータイム適用)”と表示する。
-外国人である父の姓に従い外国式名前前で父の家に登録されているが、韓国式名前前で出生申告する場合：外国で申告された名前
-「民法」第781条第1項但し書きにより婚姻申告時の母の姓本に従うものと協議した場合その旨。
- ⑥欄：提出者(申告人を含む)の姓名及び住民登録番号記載[接受担当公務員は身分証と対照]
- ⑦~⑨出生者欄：出生者に関する事項です。
- ⑩欄：多胎児(双子以上)であるか否かは、実際に出生した子供の数にかかわらず妊娠していた当時の胎児数に“○”し、多胎児のうち出生申告対象の子どもに出生順位が何番目であるかを表示します。
- ⑩~⑮父母欄親：出生当時の出生子の父母に関する事項です。
- ⑯欄：教育人的資源部長官が認定するすべての正規教育機関を基準に記載しますが、各級学校の在学又は中退者は最終卒業学校の該当番号に“○”します。
<例示> 大学校 3学年 中退：高等学校に“○”表示
- ⑰欄：子供が出生した当時の父母の主な職業をいい、主な事の種類と内容を事業場名とともに記載します。
<例示> ○○会社営業部販促社員、○○商店街で衣類販売、自分の田で農業
- ⑱欄：母の総出産数 - 申告書上の当該子まで全部何人の子供を出産し、そのうち生存児と死亡児数を記載して、母が再婚の場合には以前の婚姻で生んだ子まで含みます。

添付書類

- 出生証明書1通(次のうち一つ)。
 - 医師や助産師が作成したもの
 - 出生者が病院など医療機関で出生しなかった場合には、出生事実を知っている者の作成したもの(この出生証明書様式は家族関係登録例規 第283号による定め)。
 - 外国の官公署が作成した出生申告受理証明書(又は出生証明書)と翻訳文。
- 出生者の父又は母の婚姻関係証明書1通。
 - 父が婚姻外の子を出生申告する場合には必ず母の婚姻関係証明書添付。
 - 出生者の母が家族関係登録簿がなく、又は登録の有無が明らかでない者場合には、その母が配偶者を有する者ではないことを公証する書面または2人以上の隣友人の保証書。
- 子の出生当時母が韓国人であることを証明する書面(例：母の基本証明書)1通(1998. 6. 14. 以後に外国人の父と韓国人の母間に出生した子の出生申告をする場合)。
- 子の出生当時に大韓民国国民の父又は母の家族関係登録簿がなく、明らかでない場合、父又は母に対する姓名、出生年月日等の人的事項を明らかにしたわが国の官公署あが発行した公文書(写本1部(例：旅券、住民登録簿本、その他の証明書))。
- 子が二重国籍者である場合、取得した国籍を疏明する資料1部。
- 身分確認[家族関係登録例規 第23号による]
 - 申告人が出席した場合：身分証明書
 - 提出人が出席した場合：申告人の身分証明書写本及び提出人の身分証明書